

第154回

定時株主総会招集ご通知

- ▶ **日時** 平成27年6月24日（水曜日）
午前10時
- ▶ **場所** 大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

- ▶ **決議事項**
- 第1号議案** 取締役9名選任の件
- 第2号議案** 監査役補欠者1名選任の件

稲畑産業株式会社

証券コード 8098

▶ 目次

第154回定時株主総会招集ご通知	1
《添付書類》	
事業報告	3
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29
株主総会参考書類	33

証券コード 8098
平成27年6月2日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
取締役社長 稲畑 勝太郎

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って平成27年6月23日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第154期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第154期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権の行使の場合

後記（38頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成27年6月23日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせします。

※当社ウェブサイト <http://www.inabata.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、一部の新興国において成長テンポの鈍化がみられましたが、個人消費が堅調な米国が全体を牽引し、緩やかに景気回復が続きました。

一方、日本経済は、消費税増税後の個人消費に弱さもみられ、企業収益の回復や雇用情勢の改善が進む中、景気回復は緩やかなものにとどまりました。

こうした中、当社グループの連結ベースでの売上高は、572,114百万円（対前期比1.9%増）となりました。利益面では、営業利益10,774百万円（同1.5%減）、経常利益13,217百万円（同6.1%増）、当期純利益8,630百万円（同0.4%減）となりました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

《情報電子事業》

情報電子事業は、主力の液晶関連の販売低調などにより売上が減少しました。

液晶関連では、偏光板原料やLED封止材等の販売が伸長しましたが、偏光板の販売が主に北東アジアで減少しました。

インクジェットプリンター関連では、コンシューマー分野、産業用分野共に関連部材の販売が伸長しました。

複写機関連では、海外向けの材料の販売が減少しました。

電池関連では、太陽電池、二次電池共に材料の販売が減少しました。

半導体関連では、装置の販売が低調でしたが、材料の販売は伸長しました。

電子部品関連では、LED関連のビジネスが伸長しました。

これらの結果、売上高は209,369百万円（同0.6%減）となり、営業利益は4,489百万円（同7.7%減）となりました。

《化学品事業》

化学品事業は、スペシャルティケミカル関連、パフォーマンスケミカル関連共に低調でしたが、北東アジアでの販売好調や円安もあり、売上が増加しました。

スペシャルティケミカル関連では、自動車用途のブレーキ用摩擦材原料の販売が減少しましたが、エアバック用原料の販売は伸長しました。樹脂原料・添加剤関連の販売は低調でした。

パフォーマンスケミカル関連では、塗料・インキ業界向け顔料用原料の販売が低調でしたが、ウレタン原料の販売は伸長しました。ニトロセルロースの販売は横ばいでした。製紙・段ボール関連では、澱粉等の原材料の販売が減少しました。接着剤関連のビジネスは伸長しました。

北東アジアでは、化学品関連の原料や設備の販売が伸長しました。

これらの結果、売上高は52,845百万円（同0.9%増）となり、営業利益は1,072百万円（同24.3%増）となりました。

《生活産業事業》

生活産業事業は、主にライフサイエンス関連の低調により、売上が減少しました。

医薬品関連では、新薬用中間体の国内向け販売や、欧州子会社での原薬の販売が減少しました。

殺虫剤・ホームプロダクツ関連では、防・殺虫剤原体の販売が伸長しました。

食品関連では、ウニの販売が伸長しましたが、国内向け寿司エビの販売は減少しました。ブルーベリーの販売は、堅調でした。

北東アジアでは、韓国・日本向け冷凍フルーツの販売が伸長しました。

これらの結果、売上高は34,660百万円（同7.9%減）となり、営業利益は1,037百万円（同40.6%減）となりました。

《合成樹脂事業》

合成樹脂事業は、自動車関連を中心に国内外共に概ね好調で、売上が増加しました。

国内の汎用樹脂関連では、土木・建築部材向け販売が低調でしたが、電線、食品容器分野向けの販売は堅調でした。

高機能樹脂関連では、自動車分野、OA分野共に販売が伸長しました。

フィルム関連では、食品包材の販売が堅調でした。シート関連では、コンビニ関連と半導体の包材用途の販売が伸長しました。

包材用途のポリエチレン樹脂の国内販売は、買い控えもあり低調でした。

スポーツ資材関連では、グリップテープの販売が海外向けを中心に伸長しました。

東南アジアでは、インドネシアにおいて車両や生活消費財等の内需向けの樹脂の販売が伸長しました。

北東アジアでは、中国において欧米系自動車向けや環境関連・医療関連製品向けの樹脂の販売が伸長しました。

これらの結果、売上高は250,427百万円（同7.5%増）となり、営業利益は3,730百万円（同31.9%増）となりました。

《住環境事業》

住環境事業は、消費税増税前の駆け込み需要の影響で、新設住宅着工数の反動が顕著になった結果、売上が減少しました。

住宅建材関連では、大手ハウスメーカーの戸建て住宅向け資材の販売と輸入木材の販売が減少しました。一方、消費税増税の影響をあまり受けなかった賃貸住宅向け及び首都圏分譲住宅向け資材の販売は横ばいでした。

環境資材関連では、住宅設備機器メーカー向け資材の販売が減少しましたが、非住宅分野に対する化成品の販売は横ばいでした。

これらの結果、売上高は24,257百万円（同8.5%減）となり、営業利益は285百万円（同16.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。また、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	平成23年度 第151期	平成24年度 第152期	平成25年度 第153期	平成26年度 (当連結会計年度) 第154期
売上高（百万円）	464,429	479,942	561,173	572,114
経常利益（百万円）	8,834	9,603	12,454	13,217
当期純利益（百万円）	6,297	6,630	8,669	8,630
1株当たり当期純利益	97円45銭	104円29銭	137円01銭	137円20銭
総資産（百万円）	251,045	276,938	305,037	326,862
純資産（百万円）	77,730	98,665	115,881	128,526
1株当たり純資産額	1,201円43銭	1,547円09銭	1,817円68銭	2,036円31銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第151期は、東日本大震災の復旧が徐々に進み、穏やかに持ち直しが見られたものの、大幅な円高やタイの洪水などの影響を受け、売上高及び営業利益は前期を下回りました。一方、持分法投資損益の改善により経常利益は増加したものの、当期純利益は前期を下回りました。
3. 第152期は、米国経済の回復の兆し、アジアの伸長、また日本経済も復興需要の他、後半からの円安を背景にした輸出環境の改善等に支えられ、連結ベースの売上高、営業利益、経常利益並びに当期純利益は前期を上回りました。
4. 第153期は、米国での回復、円安による輸出環境の改善などにより、売上高、営業利益、経常利益並びに当期純利益は前期を上回りました。なお、従来、在外子会社等の収益及び費用は、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。第152期の営業成績及び財産の状況は、遡及適用後の金額を記載しております。
5. 第154期は、個人消費が堅調な米国が世界経済を牽引し、日本経済も緩やかに景気回復が続いたことにより、売上高は増加し、営業利益は減少いたしました。一方、受取配当金の増加等により経常利益は増加したものの、当期純利益は減損損失の計上等により減少いたしました。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	平成23年度 第151期	平成24年度 第152期	平成25年度 第153期	平成26年度 (当事業年度) 第154期
売上高（百万円）	283,303	277,650	290,181	290,620
経常利益（百万円）	4,594	5,034	5,588	8,304
当期純利益（百万円）	3,219	3,366	3,493	5,722
1株当たり当期純利益	49円66銭	52円77銭	55円03銭	90円66銭
総資産（百万円）	173,788	188,534	193,755	196,474
純資産（百万円）	64,153	78,478	85,361	88,390
1株当たり純資産額	997円88銭	1,236円08銭	1,344円50銭	1,405円50銭

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(5) 対処すべき課題

当社は、創業以来の社是ともいえる「愛」「敬」という人間尊重の精神に基づき、社会の発展に貢献することを「経営理念」として経営の根本に据えつつ、時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続けることを「当社の目指す姿＝Vision」とした経営を進めてまいります。

当社は、2017年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「New Challenge 2016」を策定しており、最終年度の2017年3月期に、売上高6,200億円、営業利益125億円、経常利益135億円、当期純利益100億円の達成を目指しております。当社としましては、この中期経営計画の達成に向け、以下にあげますような施策を一つずつ着実に実行し、具体的な成果をあげていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

1. 海外事業の更なる拡大と深化

- ・ 中核であるアジア事業の更なる拡大と深化
- ・ アジア以外の新興国への取組みの拡大
- ・ 非日系企業との取引の拡大

2. 成長が見込める市場・未開拓分野への注力

- ・ 自動車分野、環境・エネルギー分野、ライフサイエンス分野への注力
- ・ 新規取引先、新規商材を拡大し、収益の多様化を着実に進める

3. グローバル経営のインフラ整備・拡充

- ・ グローバル経営を支えるリスク管理・経営管理手法の整備
- ・ 情報システム、業務プロセスのグローバルな標準化の推進

4. 将来の成長に向けた投資の実施

- ・ 今後3年間の投資枠を100億円に設定

5. 資金効率・資産効率の更なる追求と財務体質の強化

6. グローバル人材の継続的な育成

当社としましては、これらの施策を着実に実行することにより、収益基盤を一層強化し、継続的な企業価値の向上に努めていく所存であります。

(6) 企業集団の主要な事業内容（平成27年3月31日現在）
当社グループの主要な事業及び主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
化学品	自動車部品原料、樹脂・ゴム用原料、塗料・インキ・接着剤原料、製紙用薬剤、染料・染織資材
生活産業	医農薬原料、ファインケミカル、殺虫剤・トイレタリー原料、機能性食品原料、水産物、農産物、澱粉類
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック、各種フィルム製品
住環境	木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材

(7) 企業集団の主要拠点等（平成27年3月31日現在）

当 社	
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	大阪本社：大阪市中央区、東京本社：東京都中央区 シンガポール
INABATA THAI CO.,LTD.	タイ バンコク
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	中国 香港
SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.	中国 上海
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	台湾
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ ニューヨーク、ロサンゼルス、デトロイト
稲畑ファインテック株式会社	大阪市中央区

(8) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
情報電子	317
化学品	481
生活産業	175
合成樹脂	2,249
住環境	30
その他	22
全社 (共通)	180
合計	3,454

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
486名	7名減	40歳9ヶ月	13年6ヶ月

(注) 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

(9) 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	16,200千 米ドル	100.0%	合成樹脂製品・機械・電子材料・化学品 等の輸出入及び販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千 バーツ	100.0	合成樹脂製品・化学品・食品等の輸出入 及び販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	88,000千 香港ドル	100.0	電子材料・化学品・合成樹脂製品・機械 等の輸出入及び販売
SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD.	72,143千 人民元	100.0	電子材料・合成樹脂・化学品等の輸出入 及び販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	465,337千 台湾ドル	100.0	電子材料・半導体関連機器・化学品の輸 出入及び販売
INABATA AMERICA CORPORATION	23,500千 米ドル	100.0	化学品・電子材料・食品・合成樹脂等の 輸出入及び販売
稲畑ファインテック株式会社	422百万円	100.0	化成品・工業薬品・染料・糊剤・合成樹 脂・包装関連資材等の販売

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	24,925百万円
株式会社三井住友銀行	19,577
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,939
三井住友信託銀行株式会社	7,168
日本生命保険相互会社	3,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,501
明治安田生命保険相互会社	1,500
株式会社八十二銀行	1,300
住友生命保険相互会社	1,000
株式会社滋賀銀行	1,000

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① これまでの配当政策等の方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、これまで安定性に配慮しつつも、業績に連動した形での配当を実施してまいりました。具体的には、連結純利益の20～30%程度を配当の目安にするとともに、安定配当部分として、利益水準に関わらず、最低限年間10円の配当金を維持するよう努めてまいりました。その一方で、資本効率を高める意味からも、自己株式の取得を適宜実施してまいりました。

② 新たな配当政策等の方針

株主の皆様への利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、平成27年3月期より配当政策等の基本方針を変更しました。具体的には、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（＊）を概ね30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することといたします。

$$（＊）総還元性向＝（配当金額＋自己株式取得額）÷連結純利益×100$$

当期の期末配当金につきましては、1株につき18円とさせていただきました。すでに、平成26年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり15円とあわせまして、年間配当金は1株当たり33円となります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 普通株式 200,000,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 63,499,227株

(注) 平成26年8月22日付にて実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は1,660,000株減少しております。

③ 株主数 4,182名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	22.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,228	5.1
JP MORGAN CHASE BANK 385093	2,784	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,408	3.8
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,736	2.8
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,295	2.1
稲畑 勝雄	1,161	1.8
株式会社みずほ銀行	1,114	1.8
丸石化学品株式会社	961	1.5
あすか製薬株式会社	785	1.2

- (注) 1. 当社保有の自己株式数(609,676株)につきましては、持株比率の計算より除いております。
2. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	稲 畑 勝 太 郎	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	大 槻 延 広	合成樹脂第二本部担当・住環境本部担当
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	西 村 修	合成樹脂第一本部担当・コンパウンド統括室担当・海外事業室担当兼室長・北東アジア総支配人 INABATA SANGYO (H.K.) LTD. 取締役 SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD. 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	菅 沼 利 之	総務広報室担当・情報システム室担当・人事室担当兼室長・内部監査室担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	赤 尾 豊 弘	情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・情報電子第三本部担当・化学品本部担当・生活産業本部担当 稲畑ファインテック株式会社 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	横 田 健 一	財務経営管理室担当・業務管理室担当・リスク管理室担当・海外事業室副室長
取 締 役 執 行 役 員	佐 藤 友 彦	住環境本部長
取 締 役	福 林 憲 二 郎	広栄化学工業株式会社 監査役
取 締 役	高 萩 光 紀	JXホールディングス株式会社 相談役
取 締 役 相 談 役	稲 畑 勝 雄	
常 勤 監 査 役	上 杉 隆	
監 査 役	鈴 木 修 一	山田・合谷・鈴木法律事務所 弁護士 川崎近海汽船株式会社 監査役
監 査 役	松 山 康 二	公認会計士松山康二事務所
監 査 役	高 橋 慶 孝	

- (注) 1. 取締役 福林憲二郎及び高萩光紀は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木修一、松山康二及び高橋慶孝は、社外監査役であります。
3. 監査役 松山康二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 高萩光紀並びに監査役 鈴木修一、松山康二及び高橋慶孝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 平成26年6月25日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって監査役 越智 豊は辞任により退任しております。
6. なお、上記7名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
望 月 卓	内部監査室長
杉 山 勝 浩	情報電子第一本部長
小 田 吉 哉	化学品本部長
安 江 範 臣	合成樹脂第一本部長・コンパウンド統括室長
大 橋 基 雄	東南アジア総支配人
幡 本 裕 之	リスク管理室長

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	人 員	支 払 額
取 締 役	11名	312百万円
監 査 役	6名	46百万円
合 計	17名	359百万円

- (注) 1. 上記には、平成26年6月25日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
- 上記支払額のほか、退任した取締役1名に対し24百万円の役員退職慰労金を支給しております。
- なお、本支払いは、平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づくものであります。
2. 上記支払額のうち、社外取締役2名、社外監査役3名の報酬の合計額は36百万円であります。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額430百万円であります。
- (平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。
- (平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会決議)

③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 福林憲二郎は、広栄化学工業株式会社の社外監査役であります。当社は同社との間に製品の購入及び商品の販売の取引関係があります。

社外取締役 高萩光紀は、JXホールディングス株式会社の相談役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外監査役 鈴木修一は、川崎近海汽船株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

ロ.社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
福 林 憲 二 郎	社 外 取 締 役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高 萩 光 紀	社 外 取 締 役	当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
鈴 木 修 一	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに、また、当事業年度に開催した監査役会15回のすべてに出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
松 山 康 二	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに、また、当事業年度に開催した監査役会15回のすべてに出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高 橋 慶 孝	社 外 監 査 役	平成26年6月25日就任以降に開催した取締役会13回のすべてに、また平成26年6月25日就任以降に開催した監査役会11回のすべてに出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 福林憲二郎及び高萩光紀、社外監査役 鈴木修一、松山康二及び高橋慶孝が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	76百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、タイにおけるPE TAX申告に必要な報告書の作成について対価を支払っております。
- 3.当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはKPMG LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはKPMG HONG KONG、SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.についてはKPMG HUAZHEN、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠聯合會計師事務所、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはMAYER HOFFMAN McCANN P.C.の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月9日開催の取締役会において、内部統制システムの体制整備の基本方針の次の項目につき決議していますが、現在の内部統制システムの体制の整備状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では社是である「愛」「敬」の精神に基づき、人を尊重し、社会の発展に貢献するという経営理念の下、ビジョンと価値観を定め、これらを全社員並びに広くステークホルダーの方々にもご認識いただけるよう社内及び社外向けのウェブサイトに掲載し、その徹底を図っています。

目指す姿Vision

時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続ける。

価値観IK Values

- ・謙虚さと誠実さを基本とする（倫理観）
- ・高い理想、大きな夢、熱い心を持って常に限界に挑戦する（志）
- ・自由闊達な議論とチームワークを重んじ、社員の成長を大切にする（組織風土）
- ・顧客の問題を顧客の立場から解決し、顧客のベストパートナーとなる（機能）
- ・世界の人々と価値を共有し、そこに暮らす人々と共に発展する（共生）

【取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護について、それぞれ部会を設けるとともに、社外弁護士への通報などを取り入れた企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンスに関わる情報をいち早く認識し、対応できるようにしています。また、稲畑産業コンプライアンス宣言及びコンプライアンスガイドラインなどを制定して全社的な取組みを図っています。更に法務、商品管理などの分野のコンプライアンスリスクに対応するため、リスク管理室を設置しております。一方、内部統制システムを構築、維持、推進していくために内部統制委員会を設けて内部統制の向上に取り組むとともに、内部監査室によって内部統制の評価や業務監査が行われ、より高いレベルの内部統制が行われ、コーポレート・ガバナンスが徹底されるようになっています。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録しています。取締役会議事録及び職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程とその細則に基づき、適切に保存、管理することとしています。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

会社の損失の危険に関して、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティなどについて、それぞれ部会を設け、企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置するとともに、個々の損失の危険（財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク）の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署としてリスク管理室、業務管理室などがあり、それぞれの危険の管理（体制を含む）に関する次のような規程を制定しています。

経営会議規程、審査会議規程、与信管理規程、危機管理規程、稟議規程、部門決裁に関する規則、コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、情報セキュリティ規程、財務報告に係る内部統制基本規程、内部統制委員会規程

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- (1) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行うこととしています。
- (2) 定款に取締役会での決議の省略（書面決議）を定め、簡易な案件に関する承認手続の効率化を図っています。
- (3) 稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っています。

【株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制】

当社グループにおいては、子会社は、グループ会社管理規程により、重要な事項については、子会社が親会社に事前に申請し、承認を受けたうえで実施するルールとし、取締役、支配人、監査役等の派遣も行いながら、財務経営管理室事業管理部及び海外事業室において子会社を管理・指導しています。一方、内部統制を含む内部監査が子会社を含め当社グループ全体として行われています。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていませんが、監査役からの要請があった場合には、監査役の職務を補助する使用人を置き、その使用人は、取締役から独立し、監査役に従属するものとしめます。

【取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告します。また、監査役は取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めています。

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、2015年5月1日施行の会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの体制整備の基本方針を一部改定し、次の項目につき決議しました。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
6. 監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制
7. 監査役への報告に関する体制
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社55社、関連会社13社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、住環境、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に亘る事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損なうものものないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。なお、平成27年3月31日現在、住友化学株式会社が当社の発行済株式の22.0%（自己株式を除く）を保有する筆頭株主となっていますが、昭和19年7月に同社の製造する医薬品の日本における総販売元となって以降同社とは良好な関係を保っています。しかしながら、今後、株主の皆様による株式譲渡等によって株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性があることや、今後の事業拡大のため新たに資本市場から資金を調達する可能性があり同社の保有割合が低下する可能性があること等に鑑みると、当社株主全体の利益を毀損する大規模買付行為（以下に定義します。）がなされる可能性があると考えています。

- ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、上記①記載の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

- 1.海外事業の更なる拡大と深化
- 2.成長が見込める市場・未開拓分野への注力
- 3.グローバル経営のインフラ整備・拡充
- 4.将来の成長に向けた投資の実施
- 5.資金効率・資産効率の更なる追求と財務体質の強化
- 6.グローバル人材の継続的な育成

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者（以下に定義します。）が現れる危険性を低減するものであるため、上記会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

- 1.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

- 2.本対応方針が基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

- (1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対応措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に

対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は3年間であるところ、その発効・延長は当社株主の皆様の承認を前提としており、当社株主総会において継続が承認されなければ本対応方針は失効し、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発効を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発効を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルール of 遵守の要請や対抗措置の発効を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発効する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発効はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発効する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発効するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発効するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	234,975	流 動 負 債	154,713
現 金 及 び 預 金	23,572	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	91,158
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	155,960	短 期 借 入 金	54,460
商 品 及 び 製 品	44,477	未 払 法 人 税 等	1,650
仕 掛 品	452	未 払 費 用	1,297
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,213	賞 与 引 当 金	1,150
繰 延 税 金 資 産	456	そ の 他	4,997
そ の 他	8,248	固 定 負 債	43,622
貸 倒 引 当 金	△1,406	長 期 借 入 金	24,354
固 定 資 産	91,886	繰 延 税 金 負 債	16,630
有 形 固 定 資 産	12,649	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	33
建 物 及 び 構 築 物	3,924	債 務 保 証 損 失 引 当 金	18
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,594	退 職 給 付 に 係 る 負 債	909
土 地	2,129	そ の 他	1,675
建 設 仮 勘 定	1,127	負 債 合 計	198,335
そ の 他	873	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	3,624	株 主 資 本	85,440
投 資 そ の 他 の 資 産	75,612	資 本 金	9,364
投 資 有 価 証 券	68,255	資 本 剰 余 金	7,708
長 期 貸 付 金	1,531	利 益 剰 余 金	68,837
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,795	自 己 株 式	△469
繰 延 税 金 資 産	576	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	42,230
そ の 他	2,267	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	34,934
貸 倒 引 当 金	△814	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△78
資 産 合 計	326,862	為 替 換 算 調 整 勘 定	6,911
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	463
		少 数 株 主 持 分	855
		純 資 産 合 計	128,526
		負 債 純 資 産 合 計	326,862

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		572,114
売上原価		533,073
売上総利益		39,040
販売費及び一般管理費		28,266
営業利益		10,774
営業外収益		
受取利息	273	
受取配当金	2,017	
為替差益	81	
持分法による投資利益	515	
雑収入	985	3,873
営業外費用		
支払利息	945	
雑損	484	1,430
経常利益		13,217
特別利益		
投資有価証券売却益	293	293
特別損失		
減損損失	371	371
税金等調整前当期純利益		13,139
法人税、住民税及び事業税	3,429	
法人税等調整額	945	4,375
少数株主損益調整前当期純利益		8,764
少数株主利益		133
当期純利益		8,630

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から)
(平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	9,364	7,708	64,272	△932	80,413
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,142		△2,142
当 期 純 利 益			8,630		8,630
自 己 株 式 の 取 得				△604	△604
自 己 株 式 の 消 却		△0	△1,060	1,060	—
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				6	6
連結子会社増加による増加額			58		58
持分法適用会社減少による減少額			△921		△921
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	4,564	462	5,026
当 期 末 残 高	9,364	7,708	68,837	△469	85,440

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	繰上延損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の利益の合計額		
当 期 首 残 高	33,862	△20	1,609	△854	34,596	871	115,881
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,142
当 期 純 利 益							8,630
自 己 株 式 の 取 得							△604
自 己 株 式 の 消 却							—
自 己 株 式 の 処 分							0
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							6
連結子会社増加による増加額							58
持分法適用会社減少による減少額							△921
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,072	△58	5,301	1,318	7,634	△15	7,618
連結会計年度中の変動額合計	1,072	△58	5,301	1,318	7,634	△15	12,645
当 期 末 残 高	34,934	△78	6,911	463	42,230	855	128,526

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表
(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	110,713	流 動 負 債	71,481
現金及び預金	3,369	支払手形	9,288
受取手形	16,815	買掛金	51,785
売掛金	71,222	短期借入金	4,972
商品	12,936	1年内返済予定の長期借入金	1,540
前渡金	260	未払金	1,587
前払費用	155	未払費用	165
繰延税金資産	505	未払法人税等	987
未収入金	2,056	前受り金	43
短期貸付金	3,007	前受り金	100
その他の当金	552	前受り金	12
貸倒引当金	△168	賞与引当金	880
固 定 資 産	85,761	そ の 他	117
有 形 固 定 資 産	3,185	固 定 負 債	36,601
建物	1,601	長期借入金	18,971
構築物	13	長期未払金	376
機械及び装置	60	繰延税金負債	16,055
工具、器具及び備品	422	長期預り金	1,023
土地	1,084	退職給付引当金	156
建設仮勘定	3	債務保証損失引当金	18
無 形 固 定 資 産	3,235	負 債 合 計	108,083
のれん	8	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,936	株 主 資 本	55,092
ソフトウェア仮勘定	280	資 本 金	9,364
その他の他	9	資 本 剰 余 金	7,708
投資その他の資産	79,339	資 本 準 備 金	7,708
投資有価証券	59,852	利 益 剰 余 金	38,409
関係会社株式	11,815	利 益 準 備 金	1,066
長期貸付金	942	その他の利益剰余金	37,342
従業員に対する長期貸付金	17	固定資産圧縮積立金	6
関係会社長期貸付金	4,391	別 途 積 立 金	32,640
差入保証金	3	繰越利益剰余金	4,695
破産更生債権等	519	自 己 株 式	△389
前払年金費用	3,115	評価・換算差額等	33,298
その他の他	482	その他有価証券評価差額金	33,376
貸倒引当金	△1,801	繰延ヘッジ損益	△78
資 産 合 計	196,474	純 資 産 合 計	88,390
		負 債 純 資 産 合 計	196,474

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		290,620
売 上 原 価		272,556
売 上 総 利 益		18,063
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,590
営 業 利 益		5,472
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	153	
受 取 配 当 金	2,777	
雑 収 入	405	3,336
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	353	
雑 損 失	151	504
経 常 利 益		8,304
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	106	106
税 引 前 当 期 純 利 益		8,197
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,951	
法 人 税 等 調 整 額	524	2,475
当 期 純 利 益		5,722

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	利 益 剰 余 金						利益剰余金 計
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	他 金			
当 期 首 残 高	9,364	7,708	0	7,708	1,066	7	31,040	3,783	35,897	△845	52,124	
事 業 年 度 中 の 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－		－	
剰 余 金 の 配 当								△2,149	△2,149		△2,149	
別 途 積 立 金 の 積 立							1,600	△1,600	－		－	
当 期 純 利 益								5,722	5,722		5,722	
自 己 株 式 の 取 得										△604	△604	
自 己 株 式 の 消 却			△0	△0				△1,060	△1,060	1,060	－	
自 己 株 式 の 処 分			0	0						0	0	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	－	△0	1,600	912	2,511	456	2,967	
当 期 末 残 高	9,364	7,708	－	7,708	1,066	6	32,640	4,695	38,409	△389	55,092	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	33,257	△20	33,237	85,361
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△2,149
別 途 積 立 金 の 積 立				－
当 期 純 利 益				5,722
自 己 株 式 の 取 得				△604
自 己 株 式 の 消 却				－
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	119	△58	61	61
事業年度中の変動額合計	119	△58	61	3,029
当 期 末 残 高	33,376	△78	33,298	88,390

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公 認 会 計 士	井 上	浩 一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公 認 会 計 士	橋 本	克 己	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公 認 会 計 士	久 世	雅 也	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公 認 会 計 士	井 上	浩 一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公 認 会 計 士	橋 本	克 己	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公 認 会 計 士	久 世	雅 也	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容を確認いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

稲畑産業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	上	杉	隆	㊟
社 外 監 査 役	鈴	木	修	一 ㊟
社 外 監 査 役	松	山	康	二 ㊟
社 外 監 査 役	高	橋	慶	孝 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 9 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(10名)は、任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のために取締役1名を減員し、取締役 9 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	いなばた かつたろう 稲 畑 勝 太 郎 昭和34年12月3日生	昭和64年 1 月 当社に入社 平成 7 年 6 月 当社取締役 平成 9 年 6 月 当社常務取締役 平成15年 6 月 当社取締役常務執行役員 平成17年 4 月 当社取締役専務執行役員 平成17年12月 当社代表取締役社長執行役員（現在）	58,100株
2	にしむら おさむ 西 村 修 昭和26年10月25日生	昭和49年 4 月 当社に入社 平成12年 6 月 当社取締役 平成15年 4 月 当社北東アジア総支配人 平成15年 6 月 当社取締役退任 平成15年 6 月 当社執行役員 平成17年 6 月 当社取締役執行役員 情報画像本部担当補佐・電子機能材本部担当補佐 平成20年 6 月 当社取締役常務執行役員 海外事業統括室担当 平成22年 4 月 当社海外事業担当 平成23年 4 月 当社コンパウンド統括室担当（現在） 平成25年 4 月 当社海外事業室担当兼室長（現在） 平成25年 6 月 当社合成樹脂第一本部担当（現在） 平成26年 6 月 当社代表取締役専務執行役員（現在） 当社北東アジア総支配人（現在） (重要な兼職の状況) INABATA SANGYO (H.K.) LTD. 取締役 SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD. 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役	18,800株

候補者 番 号	氏 生 年 月 日 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	すがぬま としゆき 菅 沼 利 之 昭和27年11月6日生	昭和50年4月 当社に入社 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役退任 平成15年6月 当社執行役員 情報電子本部長 平成16年6月 当社電子機能材本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成23年4月 当社経営企画室長 平成25年4月 当社人事室長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員（現在） 総務広報室担当・情報システム室担当・人事室担当（現在） 当社内部監査室担当（現在） 平成26年6月	15,900株
4	あかお とよひろ 赤 尾 豊 弘 昭和34年12月19日生	昭和57年4月 当社に入社 平成16年6月 当社情報画像本部長 平成17年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役執行役員 平成23年4月 当社電子機能材本部長 平成24年4月 当社情報電子第一本部長・情報電子第二本部長・ 情報電子第三本部長 平成25年4月 当社情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・ 情報電子第三本部担当（現在） 平成25年6月 当社取締役常務執行役員（現在） 平成26年6月 当社化学品本部担当・生活産業本部担当（現在） （重要な兼職の状況） 稲畑ファインテック株式会社 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役	14,000株
5	よこた けんいち 横 田 健 一 昭和37年11月3日生	平成8年7月 当社に入社 平成16年7月 当社財務経理室長 平成17年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 経営企画室長 平成21年5月 当社内部監査室担当 平成21年6月 当社財務経営管理室長 平成23年4月 当社経営企画室副室長 平成25年4月 当社財務経営管理室担当・海外事業室副室長（現在） 平成25年6月 当社リスク管理室担当（現在） 平成26年6月 当社取締役常務執行役員（現在） 業務管理室担当（現在）	10,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	さとう ともひこ 佐 藤 友 彦 昭和30年6月22日生	昭和53年4月 当社に入社 平成22年6月 当社住環境本部長（現在） 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役執行役員（現在）	15,200株
7	たかはぎ みつのり 高 萩 光 紀 昭和15年12月3日生	昭和39年4月 日本鉱業株式会社に入社 平成6年6月 株式会社ジャパンエナジー取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社取締役常務執行役員 平成13年6月 同社取締役専務執行役員 平成14年4月 同社代表取締役社長 平成14年9月 新日鉱ホールディングス株式会社取締役 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成22年4月 JXホールディングス株式会社代表取締役社長社長執行役員 平成24年6月 同社相談役（現在） 平成25年6月 当社取締役（現在） (重要な兼職の状況) JXホールディングス株式会社 相談役	0株
8	※ たかお よしまさ 高 尾 剛 正 昭和26年3月11日生	昭和48年4月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）に入社 平成15年6月 同社執行役員 平成18年6月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役常務執行役員 平成21年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成24年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成27年4月 同社取締役副会長執行役員（現在） (重要な兼職の状況) 住友化学株式会社 取締役副会長執行役員	0株
9	※ なかむら かつみ 中 村 克 己 昭和28年6月23日生	昭和53年4月 日産自動車株式会社に入社 平成12年1月 同社プログラム管理室プログラムダイレクター 平成13年4月 同社常務執行役員 平成15年7月 東風汽车有限公司(中国) 総裁 平成20年5月 ルノー社(フランス) 副社長 平成21年6月 日産自動車株式会社取締役 平成25年6月 カルソニックカンセイ株式会社取締役会長（現在） (重要な兼職の状況) カルソニックカンセイ株式会社 取締役会長	0株

- (注) 1. ※印の候補者は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高萩光紀氏、高尾剛正氏及び中村克己氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高萩光紀氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 高尾剛正氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者である住友化学株式会社の業務執行者でありました。その経歴は上記の略歴に記載のとおりであります。

6. 中村克己氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、高萩光紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。高萩光紀氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、中村克己氏の選任が承認された場合にも、同氏を独立役員とする予定であります。
8. 高萩光紀氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、高尾剛正氏及び中村克己氏の選任が承認された場合にも、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
9. 「所有する当社株式の数」は平成27年3月31日現在の所有株式数であります。

第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、次の候補者を監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	(重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
むらなか とおる 村 中 徹 昭和40年6月3日生	平成7年4月 弁護士登録 平成19年11月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現在） （重要な兼職の状況） 古野電機株式会社 社外監査役（現在）	0株

- （注） 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村中 徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 村中 徹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により監査機能を発揮していただけると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 村中 徹氏とは、法令に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任された場合には、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 「所有する当社株式の数」は平成27年3月31日現在の所有株式数であります。

以 上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成27年6月23日（火曜日）午後5時10分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって、複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

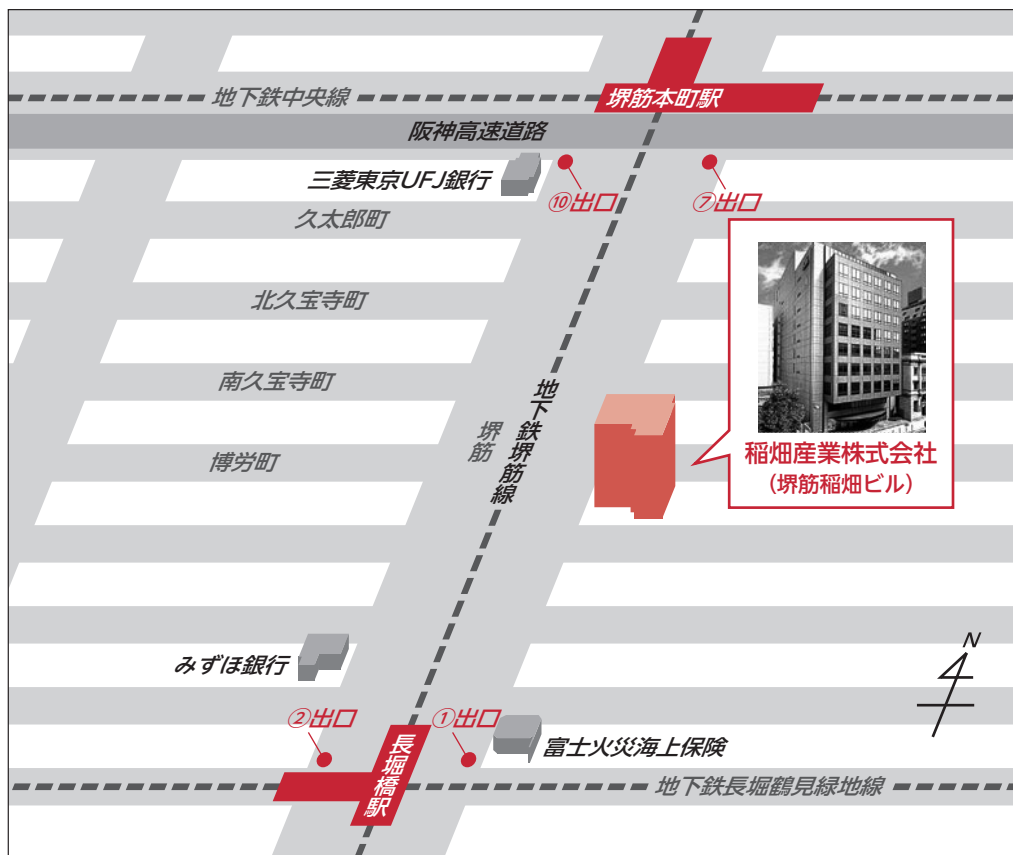
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

大阪市中心区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
電話 (06) 6267-6051



▶ 交通のご案内

- 地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線 **長堀橋駅** ①・② 出口より徒歩約5分
- 地下鉄中央線・堺筋線 **堺筋本町駅** ⑦・⑩ 出口より徒歩約7分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。